

川崎市老人いこいの家(愛称「いこいの家」)湯沸室利用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市老人いこいの家(愛称「いこいの家」)団体利用要綱「以下要綱」に基づき、地域のふれあい・支え合い活動等、地域福祉活動事業を実施する団体に湯沸室を開放し、施設の有効活用を図ることを目的とする。

(湯沸室の管理)

第2条 湯沸室の開放を円滑に行うため、湯沸室の管理事務は、川崎市老人いこいの家条例(昭和47年川崎市条例第60号)第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)がこれにあたるものとする。

(利用時間)

第3条 湯沸室の利用時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用者の範囲)

第4条 湯沸室を利用できる者は、原則として次に掲げる団体とする。

- (1)地域のふれあい・支え合い活動等で虚弱高齢者等に対する会食・配食・小規模ミニデイサービス・サロン活動等を行うために調理・配膳を行う団体。
- (2)老人福祉・地域福祉等に関する事業を行うため、指定管理者が特に必要と認め、その利用を許可した団体。

(利用内容)

第5条 湯沸室の利用内容は前条で定めた団体が活動を行うための調理・配膳とする。

(遵守事項)

第6条 利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用した湯沸室、設備及び備品は活動終了後、速やかに原状に復帰すること。
- (2) 食材料等は、利用日に搬入したものを利用し、残った食材等は湯沸室に保存しない。
- (3) 食品衛生関連法令を遵守し衛生面に十分留意し、食中毒の予防に努め、保健所等の指導・助言に従うこと。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月26日から施行する。